■避難確保計画を作成するにあたっての様式です。

■作成例ですので、各施設の状況にあわせて内容を修正してください。

■特に赤字で記載の箇所（○○○○と記載の箇所など）について、記入修正してください。

■記入方法等のコメント（吹き出し）は削除してください。

〔施設名〕

土砂災害に関する避難確保計画

令和○年○○月○○日　作成

長野県松川村施設用

**目　次**

１.計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２.計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３.防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４.防災気象情報と警戒レベル相当情報　・・・・・・・・・・・・・・２

５.情報収集及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６.避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７.避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・５

８.防災教育及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

別紙○「避難経路図」

別紙○「施設内避難経路図」

別紙○「施設内緊急連絡網」

別紙○「利用家族（保護者）緊急連絡網」

※各連絡網は施設にて任意様式で作成し、名称は適宜変更する

・施設内緊急連絡網は施設従業員の連絡網

・利用家族緊急連絡網は、入所者家族（学校等の場合は保護者）の連絡網

※各連絡網は村への提出は不要です。

**１．計画の目的**

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２．計画の適用範囲**

この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

24時間利用の施設（入所介護施設）は次の（１）（２）（３）の行を削除し、表から記載する

し、表以降を記載する

**３．防災体制**

　避難確保体制とする対応順位及び行動

（１）台風情報、大雨の予報(長雨、前線)により災害が予想される場合(注意体制)には、施設の開所、開設をしないこととする。

（２）施設開所中に天候の悪化、大雨注意報等の情報を入手した場合(警戒体制)には、利用者を帰宅させる又は家族等に連絡すると共に確実な引き渡しを行うこととする。

（３）施設開所中に高齢者避難等避難確保が必要となった場合には、非常体制のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| 注意体制 | ▪ 大雨注意報の発表▪ 洪水注意報の発表▪ 気象庁危険度分布「注意」（黄） | 気象情報、前兆現象及び被害発生に関する情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | ▪ 高齢者等避難の発令▪ 大雨警報（土砂災害）の発表▪ 前兆現象等を発見した場合▪ 気象庁危険度分布「警戒」（赤） | 前兆現象を発見した場合の通報（村・消防署等） | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 利用者家族（又は保護者）への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | ▪ 避難指示の発令▪ 土砂災害警戒情報の発表▪ 気象庁危険度分布「非常に危険」（うす紫） | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

※上記のほか、施設管理権限者の指揮命令に従うものとする。

**４．防災気象情報と警戒レベル相当情報**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 警戒ﾚﾍﾞﾙ | 状況 | 行動を促す情報 | 住民が取るべき行動 | 防災気象情報 |
| 洪水等に関する情報 | 土砂災害に関する情報 |
| 水位情報がある場合 | 水位情報がない場合 |
| ５ | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | 氾濫発生情報 | 大雨特別警報（浸水害） | 大雨特別警報(土砂災害) |
| ４ | 災害のおそれ高い | 避難指示 | 速やかに避難を完了する。移動が危険と思われる場合は、安全な場所へ避難する。 | 氾濫危険情報 |  | 土砂災害警戒情報 |
| ３ | 災害のおそれあり | 高齢者等避難 | 避難に時間を要する人、災害時避難行動要支援者の方は、避難を開始。 | 氾濫警戒情報 | 洪水警報 | 大雨警報(土砂災害) |
| ２ | 気象状況悪化 | 洪水、大雨注意報 | 災害に備え、自らの避難行動を確認する。 | 氾濫注意情報 |  |  |
| １ | 今後気象状況悪化のおそれ | 早期注意情報 | 災害への心構えを高める。 |  |  |  |

**５．情報収集及び伝達**

* 1. 情報収集
* 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
* がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況等の情報を入手した場合は速やかに、消防署等へ通報する。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 土砂災害警戒情報 | 松川村からの広報、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 避難情報（避難指示等） | 松川村からの広報、yahoo防災情報、テレビ、ラジオ、緊急速報メール(エリアメール)等 |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

目次に記載した連絡網の名称と合わせる（以下同様）

(2)情報伝達

* 別紙○「施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
* 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙○「利用家族（保護者）緊急連絡網」に基づき、利用家族（保護者）に対し、「非常体制に移行した場合には○○○○（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
* 非常体制に移行した場合には、別紙○「利用家族（保護者）緊急連絡網」に基づき、保護者(利用家族)に対し、「非常体制に移行したので、○○○○（避難場所）へ避難する。利用者（又は児童）引き渡しは○○○○（避難場所）において行う。利用者（又は児童）引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
* 避難の完了後、別紙○「保護者(利用家族)緊急連絡網」に基づき、保護者(利用家族)に対し、「避難が完了。これより○○○○（避難場所）において利用者（又は児童）引き渡しを行う」旨を連絡する。

**６．避難誘導**

ハザードマップを確認し、自らの施設に該当する指定状況にチェックを付ける

 (1)避難場所

以下のとおり土砂災害の危険を鑑み、目標避難場所を設定する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土砂災害に関する指定状況 | （分類） | 土石流 | 急傾斜地 | 地すべり |
| 敷地全体 | ■警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 |
| 建物部分 | ■警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 | □警戒 □特別警戒 |
| 土砂災害からの避難場所 | 第１目標 | 村の指定緊急避難場所（指定避難所）：○○○○ |
| 第２目標 | 施設内避難場所：○○○棟○階○○○室 |

＊第２目標･･･周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により第１目標に避難することが困難な場合に目標とする避難場所（上層階で山の反対側に位置する、できる限り安全の確保されたスペース）

 (2)誘導基準

1. 村等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合に、避難等を開始する。

・大雨警報（土砂災害）の発表

・高齢者等避難の発令

1. 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、村等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、村・消防署等に報告する。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜土砂災害の前兆現象＞・ がけの表面に水が流れ出す。・ がけから水が噴き出す。・ 小石がパラパラと落ちる。・ がけからの水が濁りだす。・ がけの樹木が傾く。 | ・ 樹木の根の切れる音がする。・ 樹木の倒れる音がする。・ がけに割れ目が見える。・ 斜面がふくらみだす。・ 地鳴りがする。 |

(3)避難経路

* 避難場所までの避難経路については、別紙○「避難経路図」のとおりである。
* 施設内の避難経路については、別紙○「施設内避難経路図」のとおりである。（但し、停電時にはエレベーターが停止することに留意する）

(4)避難方法

①避難開始の周知

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

②屋外避難の留意点

・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

③施設内避難の留意点

・施設の○○○室へ避難する際、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。

・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(5)施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になるおそれのある箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

**７．避難の確保を図るための施設の整備に関する事項**

* 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する主な設備及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
* これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

**８．防災教育及び訓練の実施**

* 毎年○月に新規採用等の施設職員を対象に研修を実施する。
* 毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。